

④	2	—	9
⑤	3	—	3

①ふるさと実習を行っている、②任意実習についてふるさと実習を行っている、③ふるさと実習を現在は行っていないが、学生からの希望があれば実施してもよい、④今後検討する、⑤ふるさと実習を行っていない。

この調査は平成13年度においては、ふるさと実習を行っているかどうかのみを訊ねたため、経年変化としては不完全ではあるが、約半数近くの大学がふるさと実習を行っていることがわかる。ただし③と④が揺れ動いているような印象であり、大学自体がふるさと実習について認識が薄い様子が読み取れる。

表5には実務実習費用に関する調査結果を示す。

表5 実務実習経費の決め方

	12年	13年	14年
大学	17	—	16
調整機構	24	—	29
決めない	2	—	1

大学とは大学が独自で実務実習費を決めている場合を意味する。調整機構とは地区調整機構が定めた標準額に準じていることを意味する。「決めない」とは、大学が特に謝礼金額を決めているわけではなく、各薬局との話し合いで決めていることを意味する。

平成13年度は調査していないが、徐々に地区調整機構の標準謝礼に準じる大学が増えつつある。具体的な金額に関して、両者間（大学と地区調整機構）で有意な差はなかった。むしろ有意な違いは地区間で大きく見られており、東海地区の4,075円/4週間から、関東・近畿地区の50,000円/4週間と、大きな差があった。このことが適正な実務実習指導経費に関しての疑問を大学側が呈する理由にもなっており、早急な是正が必要と判断された。

アンケートには最後に大学から自由な意見・要

望を書いていただいております。忌憚のない意見が多数寄せられている。表6には、どの関連の意見が多かったかを、項目別に多いものから示した。

表6 大学から多かった意見の分類

	12年	13年	14年	合計
薬剤師の質	7	2	7	16
薬局の質	6	1	3	10
実習項目	5	2	3	10
テキスト	4	3	3	10
指導方法	4	2	4	10
大学と連携	3	2	4	9
薬剤師会	3	2	1	6
薬業連携	3	1	2	6

もっとも多かった意見は指導薬剤師の質に関するものであった。その内容は素晴らしい薬剤師に指導いただいたという意見から、指導姿勢に対する厳しい叱責の意見まで幅広いものであった。これらの意見の底流には、指導薬剤師の質を担保するための何からの方策を確立してほしいという要望があると推察できる。

薬局の質に関しては、質のバラツキに関する苦情が多かった。その対応策として、受入薬局の資格化や、あらかじめ、薬局に関する基礎資料がほしいという意見が寄せられた。

実習項目とテキストの2項目は、かなり相関関係が深く、実習項目の平準化の希望が多く、そのためには全国統一テキストやシラバスを作成してほしいとの要望が多かった。それと薬局に勤めた場合の魅力をアピールしてほしいとの意見も数件あった。

指導方法に関しては、教育の一環であることを認識して指導してほしいという意見が多かった。特に学生がトラブルを起こした場合の対処法に関する要望が目についた。

大学との連携に関しては、大学がもっと薬局実務実習に関与するための方策、薬局から緊密に指導期間中に連絡がほしいという要望（特にトラブル発生時）、大学に遠慮しないで希望・苦情を寄

せてほしいという意見などがあった。

薬剤師会に関する意見としては、薬局紹介をもっと積極的に行ってほしいという希望、応答が遅いという苦情、地区調整機構との連携の緊密化への希望などがある。

薬業連携に関しては、病院実務実習と薬局実務実習の内容が具体的にどのように違うかの説明をしてほしいという要望、および薬業連携の実際を見せてほしいという要望などがあった。

以上、全体を眺めると、薬剤師の質の基準化および指導する内容の統一化などを、この3年間における調査結果では、大学が主要問題にしていたことがわかる。

2. 実務実習に関する特別委員会の研究成果

日本薬剤師会は、平成14年度までの調査結果から、「薬局と薬剤師の質の確保・向上」への対応及び「実習項目・指導方法・テキスト」への対応が早急に必要と認識していた。そこで平成15年度に日本薬剤師会は、実務実習受入れ薬局の認定基準及び実習生指導薬剤師の認定基準を設定した。実習生指導薬剤師と認定されるための要件の1つに「全国共通実務実習テキストに関する研修の受講」があり、日本薬剤師会では同テキストに関する中央での全国講習会を15年11月に開催し、それを受け各都道府県薬剤師会においては各地で伝達講習を行った。その結果、約6,000の薬局が受入れ薬局として、また約10,000人の薬剤師が実習生指導薬剤師の認定を受けた。

「実習項目・指導方法・テキスト」に関しては、平成14年9月に発表された日本薬学会・実務実習モデルカリキュラムに準拠したテキストを平成15年10月に発表した。以上のような状況下において本研究は開始された。

本研究遂行のためのワーキンググループ(WG)は平成16年5月に結成された。この時期はちょうど国会において、薬学教育を6年制に変更する学校教育法ならびに薬剤師国家試験受験資格の変更に関する薬剤師法の改正法案が成立した時

期に当たっていた。

WGはAおよびBの2つからなり、それぞれの構成員は次のとおりであった。

A グループ：福島、平井、永田(泰)、中村、尾島、平松、宮崎、宮内、竹内

B グループ：富田、永田(修)、瀧川、鹿村、亀井、出石、入江、百瀬、高橋

1) SGD形式の討議により抽出した課題項目

両グループは同じ課題について別々にSGDを行い、得られた結論を合同会議で討議するという方式で問題を煮詰めていった。最初の課題には、「実務実習における問題点の抽出」を選んだ。

AグループのKJ法の結果は、問題点を次の6個の島にまとめた。すなわち、①指導者の人材不足、②指導法、③薬剤師会、④大学、⑤病院薬剤師会、⑥将来へ向けて、であり、孤独なカードとして、「費用の負担」が残された。これらの関係図では、①と②には相関があり指導薬剤師の育成問題として大きくくりできること、また③④⑤は全てシステムに関する問題であり、これらは個別には解決しにくいという点から、関係があると結論した。

一方、Bグループでは、同じく次の6個の島にまとめられた。①実習システム、②実習評価、③薬剤師の資質、④大学の問題、⑤薬局の設備、⑥経費であり、これらの島は全てが関係し合っており、個別に解決できる問題はごく限られてしまうと結論した。

島の中の意見を解析すると、両グループで共通して取り上げられている課題が多かったが、特に、「指導薬剤師の資質」と「大学」を重要な問題として多くの委員が認識していることが明らかになった。

両グループは島作成後に、これらの課題の解決順序を「緊急度」と「重要度」を両軸とする二次元展開にて解析した。

その結果を、図1及び図2(別紙添付)に示した。両グループとも「薬剤師の資質」の問題を解

決すべき最重要課題に挙げ、ついでシステムを構成する一翼である「大学」の問題も早急に解決したいと考えていた。

「薬剤師の資質」に関しての具体的課題は、次のような多数の問題が指摘された。ア) 指導薬剤師の質の向上、イ) 指導薬剤師の研修、ウ) 指導薬剤師の指導方法、エ) 指導薬剤師の指導姿勢、オ) 指導薬剤師の人材不足、カ) 指導薬剤師の最低レベルの確保、キ) 業務と適正な実習との関係、ク) 指導薬剤師の評価、ケ) 薬局における受入れ形態。

「大学」に関しての具体的課題は、ア) 事前実習と薬局実務実習の内容の調整、イ) 大学教員が薬局実務を理解していない、ウ) 教員と薬剤師の連携、エ) 大学の調整機関への理解度、オ) 大学は同窓生の薬局と関係を求める、カ) 大学が何を実習に求めているのか、キ) 教員と薬剤師の情報交換、ク) 学生の意識、ケ) 共用試験が不明確、コ) 早期体験学習への対応、であった。

次に WG は SGD で抽出した早急に解決すべき課題をどのようにして解決していくかを検討して、3つの作業項目を決定した。すなわち、「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き」の作成、「薬局実務実習導入教育」への対応、及び喫緊の課題となっている「共用試験 OSCE」への対応であった。これら3つの作業項目に関して再び SGD 方式で問題点の抽出と解決法を討議した。

「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き」を作成することが提案されたが、その理由は、日本薬学会・実務実習モデルカリキュラムが従来のテキストと大きく異なる様式で書かれているが、その解説なしでそのまま準拠して「薬局実務実習テキスト」（学生に配布用に作成）が作成されたために、見慣れない「到達目標 SBO」で記載されている実習内容を、具体的にどのような業務で教育すればよいのかが、現場の薬剤師には理解しにくいという意見が強かったためである。

そこで、現場の指導薬剤師が教育指導しやすいように指導薬剤師向けに作成することにしたの

が、前出の「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き」（学生には配布しない）である。しかしこの編集作業は膨大になると予測されたために、本分担研究班で作成するのは困難と判断し、この作業 WG は本分担研究班からは切り離れた。よって本研究報告書からはその作製経緯と内容については割愛することをご了承いただきたい。

2) 共用試験 OSCE の内容に関する研究成果

この項目の検討も A・B 両 WG が SGD 方式で行って提言をまとめた。ただし注意すべき点は、共用試験 OSCE は6年制薬学生が受験するものであり、公式に実施されるのは5年後であるという点である。すなわち、受験生は現在の4年制教育ではなく、6年制教育を受けていることになる。そのような学生が存在しない状況で、適切な共用試験 OSCE の内容検討が可能かの議論もあった。

共用試験 OSCE は、学生の業務に関する基本的な技能・態度を評価することを目的とすることが合意された。実際の試験は大学内の模擬薬局で実施されるために、試験内容は比較的自由に設定でき、また模擬患者を利用することを前提とした。

医学教育の共用試験 OSCE に準拠して、ステーションは4つとした。A グループは、ステーションを患者接遇—情報の収集と評価—顧客対応—調剤技術の順序で設定した。B グループは、来客時の対応—調剤—説明・記録—物品情報の管理の順序で設定した。

両者の案を比較検討した結果、優劣をつけるようなものではなく、共用試験 OSCE のステーション設定は比較的に自由度を高くしてもかまわないと結論できた。

次に各ステーションで行う具体的な技能試験の作成作業に入り、ステーションごとに数枚のシナリオを作成した。同時に各試験に関して技能・態度の評価マニュアルも作成した。この報告書では長くなるために割愛するが、研究成果はいずれかの学会において発表したい。

3) 薬局実務実習導入教育に関する研究成果

本課題も「共用試験 OSCE」と同様の方式で討議・解析を行った。KJ 法による問題点の洗い出しでは、A グループでは島が「人」、「大学」、「内容」の3つできた。一方、B グループは、「使命」、「コミュニケーション」、「調剤業務の流れ」、「患者の管理」、「医療保険制度」、「地域で活躍する薬剤師」、「情報のアクセスと活用」の7つになった。

さて、薬局実務実習導入教育は実務実習開始前に大学で行う教育であるので、当然ながら大学が主導権をもっている。それにもかかわらず、実務実習の改善・向上のためには、ここに切り込まなければならないと現場薬剤師サイドが考えて検討しているのが、本課題である。この点への配慮、すなわち大学教員が受け入れやすい方策を採用することとされた。

その結果、上記の問題点それぞれを説明する講義用スライドを作成して、それを薬剤師が大学に出張して講義する方式がもっとも大学側に抵抗感なく受け入れられやすいのではないかと考えた。そのために、まず、導入講義用のスライド資料を作成することとした。

3. 薬局実務実習を向上させるための資料の作成

本研究中に大学の薬局実務実習への取り組み状況を委員が手分けして聞き取り調査したところ、まず、大学が薬局薬剤師の仕事を理解していないことが、薬局実務実習における最大の障壁であると結論した。

いくつかの大学は、実務実習の前にほとんど導入教育をせず、さらには薬事法規・制度を授業する前に学生を薬局に送り出していた。このような状況では貴重な実習時間を、本来ならば不要な基礎的事項の説明に時間を割かざるを得なくなり、期待した成果が得られない。

以上の現状を解析した結果、上述したように薬局実務実習事前学習用の講義資料を作成して、大学にこの程度までを講義しておいてから学生を実務実習に派遣してほしいと要望することにし

た。そして同資料の作成作業に入り、最終的に講義資料としてパワーポイント形式のスライド約200枚を作成した。この作成作業の必要経費は本分担研究費より支出した。

膨大な枚数になるスライド原稿なので、ここで全てを添付することはしないが、いくつかを例示する(図3参照)。この教材は、近く各都道府県薬剤師会および大学に送付して、県薬に対しては同講義につき、大学への協力を要望する予定である。

参考資料

1. 薬科大学・大学薬学部における薬局実務実習に関するアンケート調査報告書(平成12年度)
平成13年6月にアンケート実施
調査実施者：日本薬剤師会
2. 薬科大学・大学薬学部における薬局実務実習に関するアンケート調査報告書(平成13年度)
平成14年6月にアンケート実施
調査実施者：日本薬剤師会
3. 薬科大学・大学薬学部における薬局実務実習に関するアンケート調査報告書(平成14年度)
平成15年6月にアンケート実施
調査実施者：日本薬剤師会

D. 考察

本分担研究は、課題に6年制の語句はないが、当然、平成18年度から始まる薬学教育6年制と長期実務実習を見据えたものでなければならない。ところが現在はまだ4年制の学生の薬局実務実習に関する環境整備さえも十分ではない状況である。そのために実習受入れ体制の整備を向上させようとした場合、それが4年制だけのためのものか、または6年制を見据えたものなのか、または6年制のためのものなのか、混乱を生じがちであった。

しかしながら、薬局実務実習を履修する学生が30%をやっと超えた段階でしかない現状を考えると、4年制薬学生が薬局実務実習を履修する平

成 20 年度までにほぼ全員に履修させるようにするためには年 10%の履修率の上昇が必要になる。この受け入れ体制の急速な量的拡大を実務実習の内容を向上させながら実現させるという難問が課せられていることが明らかである。

今後は、この難問を効率よく解決していく方策を、薬学関係者が共同して考案していくことが望まれる。

E. 結論

本分担研究においては、平成 18 年度から始まる薬学教育 6 年制と長期実務実習を順調に開始できるようにするために、現在、存在する課題を洗い出していき、それらを一つ一つ解析していくことにより、向上させるための方策案を提案することができた。まだ解決できた項目は一部に過ぎないが、地道に活動していくことにより、必ず解決できるものと考ええる。

本分担研究の成果は、新たに始まる（財）日本薬剤師研修センターが主宰する 6 年制対応の認定実務実習指導薬剤師制度へ提言を行う基礎となった。さらには「薬局実務実習導入教育」のための教材を作成して、大学へ紹介することで薬局実務実習への大学の理解度を高めるための努力を行った。この教材の効果は一朝一夕には現れないだろうが、数年後には必ず成果が上がるであろう。その改善された内容で教育を受けた薬学部学生は、薬剤師としての質が大幅に向上することが期待される。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし。

2. 学会発表

薬局実務実習導入教育の平準化に向けた日本薬剤師会の取り組み

○宮崎長一郎, 出石啓治, 入江徹美, 尾鳥勝也,
亀井春枝, 鹿村恵明, 高橋寛, 竹内伸仁,

中村正人, 平松正彦, 宮内芳郎, 百瀬和享,
瀧川秀樹, 永田泰造 (日本薬剤師会)

日本薬学会第 125 年会 2005 年 3 月

G. 知的所有権の所得状況

1. 特許取得

なし。

2. 実用新案登録

なし。

3. その他

なし。

図1 解決すべき問題点の緊急度と重要度に関する二次元展開 (Aグループ)

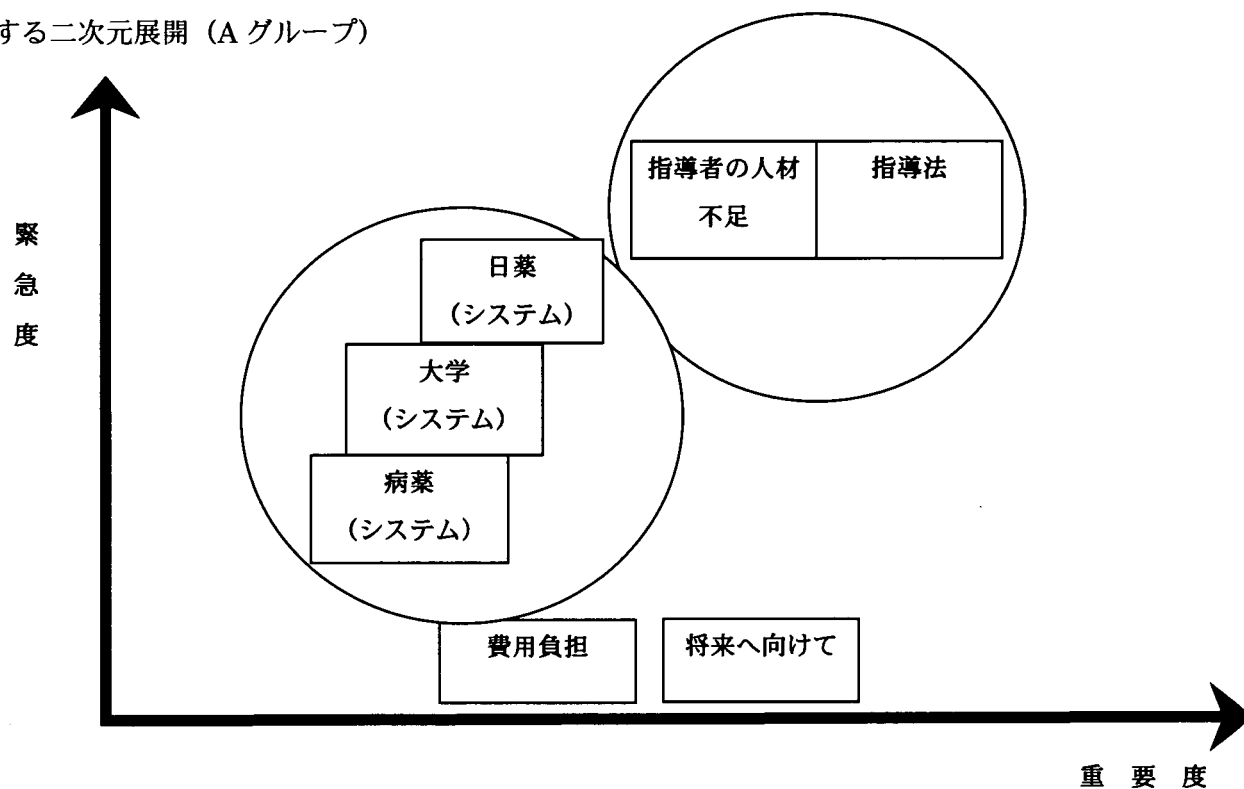


図2 解決すべき問題点の緊急度と重要度に関する二次元展開 (Bグループ)

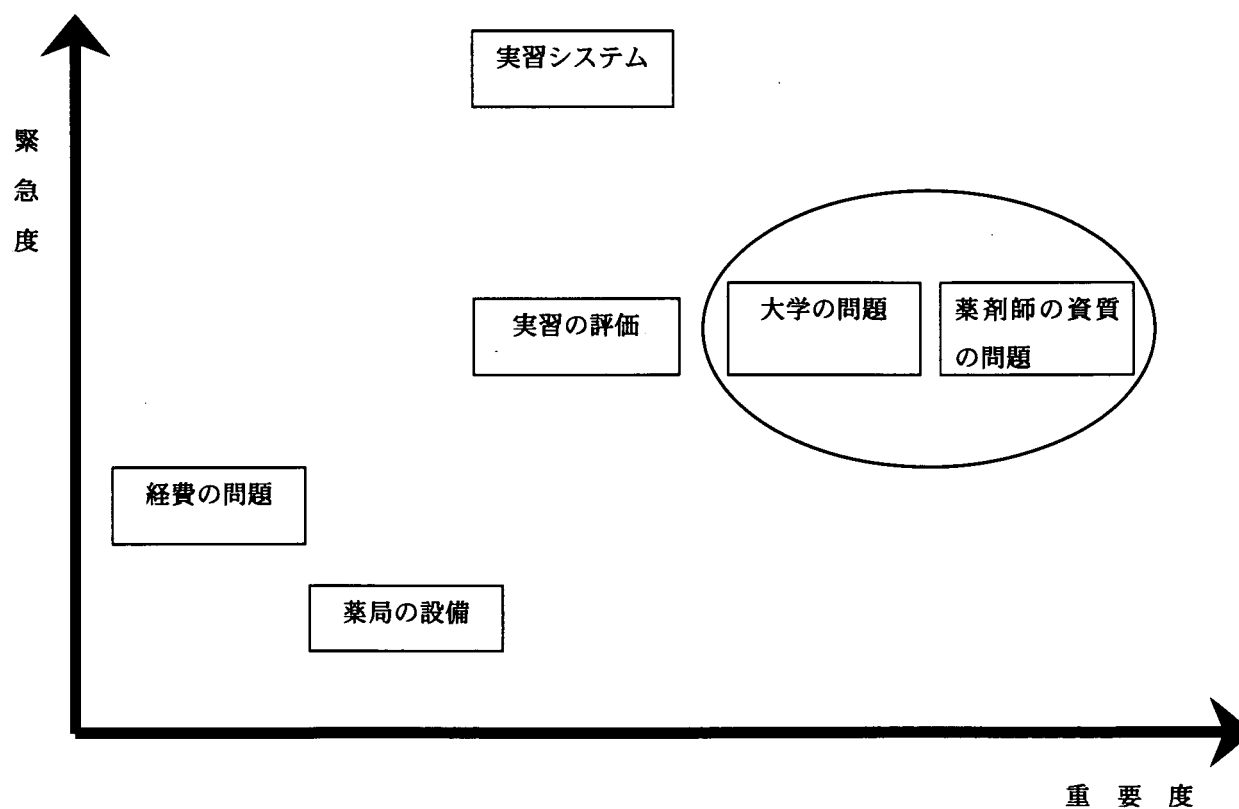


図3 薬局実務実習事前学習用教材の例示

サンプル1

薬局実務実習 事前学習用教材

1. 総論
2. 薬局調剤を实践する
3. 薬局アイテムと管理
4. 情報のアクセスと活用
5. 薬局カウンターで学ぶ
6. 地域で活躍する薬剤師
7. エチケットとマナー

日本薬剤師会

サンプル4

わが国の保険制度の原則

- 現物給付
- 出来高払い制
- フリーアクセス
- 強制加入
- 公定価格
- 応召義務

日本薬剤師会

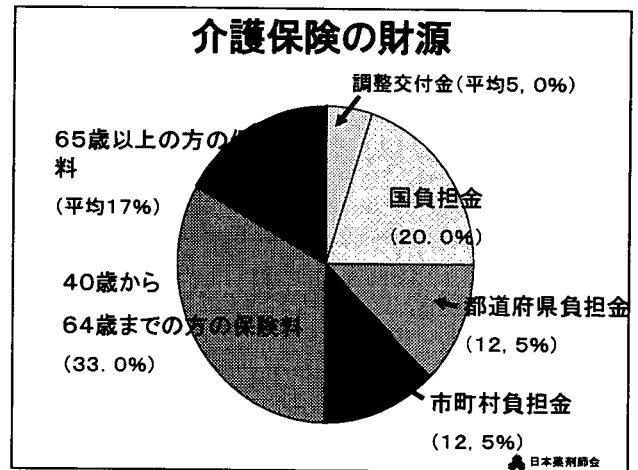
サンプル2

薬局・薬剤師業務の多重構造

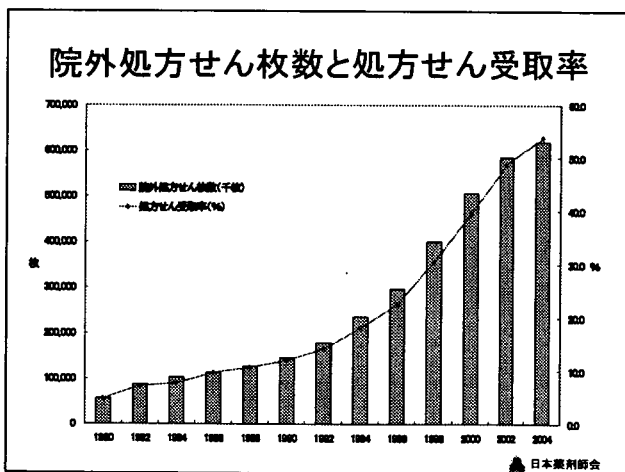
<ul style="list-style-type: none"> • 医療経済 • 公共 • 教育 	⇄	<ul style="list-style-type: none"> • 医薬品の供給(医療用・一般用) 健康食品, 衛生用品, 化粧品, 介護用品 • 学校薬剤師 • 介護保険認定審査会委員等 • 卒前実習・卒後研修
--	---	---

日本薬剤師会

サンプル5



サンプル3



サンプル6

医薬品の分類

供給上の視点	
医療用	一般用
●医師等により使用されることを目的として供給されるもの。 ●効能効果、用法用量等を専門家が理解し、患者はその指示通りに使用する。	●一般の人が使用することを目的として供給されるもの。 ●効能効果、用法用量等は一般の人が理解できる記載となっており、自らの判断で使用する。
使用上の視点	
処方せん医薬品	処方せん医薬品以外の医薬品
いかなる事情があっても薬局等で、処方せんなしの販売を禁止し、違反行為には罰則が適用されるもの。	処方せんによって使用されるが、行政指導により適量販売を求められるもの。 (薬局等で処方せんに基づかない販売が認められているもの)

厚生労働省資料より一部改定
日本薬剤師会